

ご本人さまの確認書類について

ご本人さまが個人情報保護法(以下「法」といいます。)第32条第2項による利用目的の通知又は第33条第1項による開示をご請求になる場合には、個人情報の漏えい防止の観点から、ご本人さまの確認書類をご提出いただきます。ご本人さまの代理人をご請求する場合には、ご本人さま及び代理の双方の確認書類が必要となります。また、ご本人さまが15歳未満の場合には、ご本人さまの法定代理人にご請求いただきます。各々の確認書類につきましては、下記をご参照下さい。

記

【ご本人の場合】

有効期間内の次の書類(注:コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません)のうち、いずれか1通が必要となります。

・運転免許証のコピー

(本籍地の項目については不要ですので、油性ペンなどで消去いただきますようお願い致します。)

※住居変更されている場合には、住所変更手続きをなさった上で、「裏面」のコピーも添付ください。

・住民基本台帳カードのコピー

※「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所(現住所)が記載されているもの[Bタイプ]。

同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。

・旅券(パスポート)のコピー

※顔写真のページと所持人記入欄(氏名・住所などの記入箇所)の両方のコピーが必要です。

・国民年金手帳のコピー

・各種福祉手帳のコピー

・各種健康保険証のコピー

※住所欄は必ず現住所をご記入ください。

・外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(外国人の場合)

【代理人の場合】

3ヶ月以内に発行された次の書類

・親権者(民法第818条)の場合

戸籍謄本、戸籍抄本等、本人との関係を証する書類

・成年後見人(民法第8条、第843条)の場合

登記事項証明書

・未成年後見人(民法第839条、第840条)の場合

登記事項証明書

・任意代理人の場合(注:本人が15歳以上である場合に限り。)

本人が自署、押印した委任状(原本)

【成年後見人が法人である場合】

戸籍謄本、戸籍抄本、現在事項全部証明書又は現在事項一部証明書のいずれか。

(注;3ヶ月以内に発行されたものに限り。)